

第 2 期 計 画	第 3 期 計 画 案		
市の役割	市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
基本方針1 総合的な相談支援体制の整備			
施策1 横断的な地域ケア体制の整備			
<p>(1)地域における包括的な支援体制の充実</p> <p>①高齢者などに対する支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営します。</p> <p>②ボランティア活動をはじめとした各種団体の活動拠点を確保し、地域における社会福祉活動を支援します。</p> <p>③市域を超えた広域的な連携により、障がい者への情報提供、相談・就労支援事業を実施します。</p> <p>④地域での子育て意識の醸成や、子育て支援の仕組みづくりを支援します。</p>	<p>(1)地域における包括的な支援体制の充実</p> <p>①高齢者などに対する支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営します。</p> <p>② 削除</p> <p>②市域を超えた広域的な連携により、障がい者への情報提供、相談・就労支援事業を実施します。</p> <p>③地域での子育て意識の醸成や、子育て支援の仕組みづくりを支援します。</p>	<p>・援護が必要な人に対する見守り活動を主に担う「きずなチーム」について、チーム員の資質向上を図るとともに、地域特性にあった、より充実した活動を目指します。</p> <p>・地域福祉活動を円滑に進めるため、地区社会福祉協議会と社会福祉施設・地域包括支援センターや団体との連携が密になるよう支援します。</p> <p>・障がいのある子ども達をはじめ、誰もが健やかに成長できる地域づくりが目的の「遊びのひろば」について、家族やボランティアの交流の場となることを目指して開催します。</p> <p>・福祉に関する様々な援助相談や問合せなど、気軽に相談できるような窓口としての機能を整備します。</p> <p>・ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営します。</p> <p>・誰もが交流できる機会として、地区社会福祉協議会で取り込まれる世代間交流事業を支援します。</p>	<p>・高齢者や障がい者を地域で支える仕組みや環境をつくりましょう。</p> <p>・ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者など孤立しがちな人を地域で見守りましょう。</p> <p>・地域住民が共に子どもたちを見守りましょう。</p> <p>・子育て中の保護者が楽しく育児に取り組めるよう地域全体で支え合いましょう。</p> <p>・子どもから高齢者まで誰もが集える交流の場や機会を積極的につくりましょう。</p> <p>・地域福祉に関心を持ち、地域で行われている福祉活動を知りましょう。</p> <p>・「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいを理由とする差別をしないようにしましょう。</p>
<p>(2)相談体制の強化</p> <p>①「子育て支援センター」や「地域育児センター」、地域における「子育てサークル」などを活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を拡大します。</p> <p>②市の子ども相談窓口を中心として、関係機関との連携のもと、さまざまな相談に適切に対応できる体制を整備します。</p> <p>③障がい者やその家族、地域の支援者などが相談できる窓口の充実を図ります。</p>	<p>(2)相談体制の強化</p> <p>①「子育て支援センター」や「地域育児センター」、地域における「子育てサークル」などを活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を拡大します。</p> <p>②市の子ども相談窓口を中心として、関係機関との連携のもと、さまざまな相談に適切に対応できる体制を整備します。</p> <p>③障がい者やその家族、地域の支援者などが相談できる窓口の充実を図ります。</p> <p>④生活困窮者の自立支援について、ハローワークなどの関係機関と連携を強化し、相談できる体制を整備します。</p>	<p>・子育て中の親子や児童を対象に、地区社会福祉協議会で取り込まれるサロンを支援します。</p> <p>・地域における「子育てサークル」の活動に対して、年末たすけあい義援金を活用した支援をします。</p> <p>・ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営するとともに、子育てに関する相談にも対応します。</p> <p>・福祉に関する様々な援助相談や問合せなど、気軽に相談できるような窓口としての機能を整備します。</p> <p>・生活困窮世帯に対する資金貸付事業について、関係機関と連携のうえ適正に運営します。</p> <p>・緊急的に支援が必要な生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資等を援助します。</p>	

第 2 期 計 画		第 3 期 計 画 案		
市の役割		市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
(3)総合的な福祉の拠点づくり		削除		
① 老朽化した社会福祉センターに代わる新たな社会福祉施設の整備を進めます。		削除		
② 高齢者、障がい者、ひとり親家庭の方をはじめ、家族介護者や子育て中の保護者、各種福祉団体などが気軽に利用できる総合的な機能を備えた福祉施設の整備について調査・研究を進めます。				
施策2 権利擁護の充実 (1)権利擁護の普及促進		施策2 権利擁護の充実 (1)権利擁護の普及促進		
① 成年後見制度を利用するための支援を行います。		① 成年後見制度を利用するための支援を行います。	・日常生活支援事業を通して、判断能力が十分でない高齢者や障がい者などの日常生活を支援するとともに、利用者の抱える多様な生活課題などの解決に向けて適切な支援をします。 ・社会福祉法人として後見人となり支援する「法人後見事業」を適正に推進します。 ・差別のない社会を築くため、福祉ボランティアスクール・福祉施設体験学習・移動福祉教育等を開催します。 ・広報啓発活動を通して「心のバリアフリー」を醸成します。	・「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいを理由とする差別をしないようにしましょう。 ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、子育て中の保護者などに気を配り、声掛けや訪問を通じて見守りましょう。 ・サロンやお茶飲み会、体操教室などを身近な地域ごとに実施し、家に閉じこもりがちな高齢者にも参加を呼び掛けましょう。 ・地域住民が地域の情報を共有し、心配ごとや困ったことがあった場合には、速やかに関係機関などに連絡しましょう。
② 市民後見人を養成するための仕組みづくりを進めます。		② 市民後見人を養成するための仕組みづくりを進めます。		
		③ 障がいを理由とする差別の解消を図っていきます。		
(2)社会的孤立者への対策の推進		(2)社会的孤立者への対策の推進		
① 緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。		① 緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。	・援護が必要な人に対しての見守り活動を主に担う「きずなチーム」について、チーム員の資質向上を図るとともに、地域特性にあった、より充実した活動を目指します。 ・社会的孤立感の解消などの観点から、高齢者を対象に、地区社会福祉協議会で取り組まれるサロン活動を支援します。	
(3)虐待対策の推進		(3)虐待対策の推進		
① 支援を必要とする人への訪問、助言、指導などを行います。		① 支援を必要とする人への訪問、助言、指導などを行います。	・福祉に関する様々な援助相談や問合せなど、気軽に相談できるような窓口としての機能を整備します。 ・ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営するとともに、子育てに対する不安解消を目的とした相談にも対応します。	
② 児童や高齢者、障がい者などに対する虐待の相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応します。		② 児童や高齢者、障がい者などに対する虐待の相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応します。		
③ 高齢者虐待の予防や早期発見のためネットワークをつくります。		③ 高齢者虐待の予防や早期発見のためネットワークをつくります。		
④ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の観点から、虐待に対する意識の醸成に努めます。		④ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の観点から、虐待に対する意識の醸成に努めます。		

第 2 期 計 画		第 3 期 計 画 案			
市の役割		市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割	
施策3 ニーズ把握の強化		施策3 ニーズ把握の強化 (情報提供の充実)			
(1)情報共有の推進		(1)情報共有の推進			
①民生委員・児童委員などとの連携により、福祉サービスを必要とする人の把握と関係機関との情報共有に努めます。	①民生委員・児童委員などとの連携により、福祉サービスを必要とする人の把握と関係機関との情報共有に努めます。	②福祉サービス、地域団体の活動や地域福祉を支援する機関など、地域福祉に関する情報提供を行います。	・援護が必要な人に対する見守り活動を主に担う「きずなチーム」について、チーム員の資質向上を図るとともに、 地域特性にあった 、より充実した活動を目指します。 ・ 社会的孤立感の解消などの観点から、高齢者を対象に 、地区社会福祉協議会で取り組まれるサロン活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で困っている人がいた場合は、相談窓口を伝えたり、関係機関などに連絡してあげたりしましょう。 ・民生委員・児童委員など地域福祉を支える方々と日頃から交流を図り、いざというときの体制をつくっておきましょう。 ・隣近所における些細な変化に気がつくよう、日頃から顔の見える関係を築いておきましょう。 ・地域福祉に関心を持ち、自分の思いや考えを進んで発信しましょう。 	
②福祉サービスや地域団体の活動など、地域福祉に関する情報提供を行います。	②に統合	③地域福祉を支援する行政機関などに関する情報提供を行います。			
(2)緊急時対応体制の構築		(2)緊急時対応体制の構築			
①保健福祉関係者間の連携によるネットワークの構築を図ります。	①保健福祉関係者間の連携によるネットワークの構築を図ります。	②救急搬送時などに備え、救急要請カードの普及を進めます。	・援護が必要な人に対する見守り活動を主に担う「きずなチーム」について、チーム員の資質向上を図るとともに、 地域特性にあった 、より充実した活動を目指します。		
②救急搬送時などに備え、救急要請カードの普及を進めます。	②救急搬送時などに備え、救急要請カードの普及を進めます。				
(3)訪問型の支援活動の推進		(3)訪問型の支援活動の推進			
①心身の健康に関する個別相談や訪問指導を行います。	① 専門的な支援が必要な高齢者や障がい者などに対し、個別相談や訪問指導を行います。	②乳児がいる家庭を訪問することにより、家庭における子育てを支援します。	・ファミリー・サポート・センターの受託団体として、本事業を適切に運営するとともに、 子育てに関する相談にも対応します。		
②乳児がいる家庭を訪問することにより、家庭における子育てを支援します。	②に統合	③専門的な支援が必要な高齢者や障がい者などに対し、訪問による調査、指導などを行います。			

第 2 期 計 画	第 3 期 計 画 案		
市の役割	市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
基本方針2 地域支え合い体制づくりの推進	基本方針2 地域支え合い体制づくりの推進		
施策1 地域福祉活動の促進	施策1 地域福祉活動の促進（団体間の連携促進、市民意識の向上、相談・交流の場の確保、交流の仕組みづくり）		
<p>(1) 地域支え合いネットワークの強化</p> <p>① 地域福祉を支える関係者によるネットワーク会議（地域ケアタウン会議）を開催し、地域の課題を地域で解決する仕組みをつくりまします。</p>	<p>(1) 地域支え合いネットワークの強化</p> <p>① 地域福祉を支える関係者によるネットワーク会議（地域ケア会議）を開催し、地域の課題を地域で解決する仕組みをつくりまします。</p>	<p>・地域の課題把握及び解決に向けてのつなぎ役が求められる「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援します。</p>	<p>・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に声掛けを行うなど、地域で見守りまします。</p> <p>・子育て中の保護者や高齢者、障がい者など支援の必要な人を地域全体で支え合いまします。</p>
<p>(2) 団体活動の促進</p> <p>① 地域福祉に関する活動を自主的・主体的に行う団体を支援まします。</p>	<p>(2) 団体活動の促進</p> <p>① 地域福祉に関する活動を自主的・主体的に行う団体を支援まします。</p>	<p>・26の自治会連合会を単位に組織され、地域福祉活動の担い手である地区社会福祉協議会の活動を支援まします。</p>	<p>・子育て中の保護者や、高齢者や障がい者の家族介護者など、同じ悩みを持つ人が集い、情報交換や悩みごとの相談ができる場を身近な地域でつくりまします。</p>
<p>② ボランティア精神などボランティアに関する知識を啓発し、福祉活動への市民参加を促まします。</p>	<p>② 市社会福祉協議会の役割へ移行</p>	<p>・多くの市民から参加してもらうためのきっかけとして、福祉ボランティアスクール・福祉施設体験学習・移動福祉教育等を開催まします。</p> <p>・広報啓発活動を通して、福祉活動への市民参加を促まします。</p>	<p>・情報の入手が困難な人を地域で支援し、生活に必要な情報を人と人とのつながりによって伝え合いまします。</p> <p>・子どもから高齢者まで、誰もが集える交流の場や機会を積極的につくりまします。</p>
<p>(3) 地域コミュニティの拠点づくり</p>	<p>(3) 地域コミュニティの拠点づくり</p>	<p>・26の自治会連合会を単位に組織され、地域福祉活動の担い手である地区社会福祉協議会の活動を支援まします。</p>	<p>・自治会や子ども会、老人会などの団体間の連携を強めまします。</p>
<p>① 地域住民の交流や話し合い、学び、相談など、さまざまな機能を備えた身近な拠点を自治会や商店会などと連携して確保まします。</p>	<p>① 地域住民の交流や話し合い、学び、相談など、さまざまな機能を備えた身近な拠点を自治会や商店会などと連携して確保まします。</p>	<p>・地域の課題把握及び解決に向けてのつなぎ役が求められる「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援まします。</p>	<p>・地域福祉に関心を持ち、地域で行われている福祉活動を知りまします。</p>
<p>② 地域固有の課題を解決するための場づくりを支援まします。</p>	<p>② 地域固有の課題を解決するための場づくりを支援まします。</p>	<p>・地域固有の課題を把握するために、地区社会福祉協議会や地域福祉コーディネーターとともに地域アセスメントを進めまします。</p>	<p>・「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいを理由とする差別をしないようにまします。</p>
<p>③ 世代間交流や地域内交流など多様な交流を促進まします。</p>	<p>③ 市社会福祉協議会の役割へ移行</p>	<p>・誰もが交流できる機会として、地区社会福祉協議会で取り込まれる世代間交流事業を支援まします。</p> <p>・家族介護者の情報交換等の場を目指して、地区社会福祉協議会が福祉施設等と連携しながら開催するサロン、集い、交流会を支援まします。</p>	<p>・地域の福祉活動に積極的に参加まします。</p>

第 2 期 計 画		第 3 期 計 画 案		
市の役割		市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
施策2 地域福祉を担う人づくり		施策2 地域福祉を担う人づくり（人材・担い手の育成、福祉教育の推進）		
(1)人材教育の推進		(1)人材教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者と交流する機会をつくり、障がい者に対する理解を深めましょう。 ・認知症を理解するための講習会などに参加しましょう。 ・地域活動に中学生や高校生などの力を生かしましょう。 ・身近な地域で住民が顔の見える関係をつくり、隣近所の人をさりげなく気に掛けましょう。 ・ボランティア活動の担い手の発掘と育成に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ①民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会の活動を補完する新たな地域の担い手の育成を支援します。 ②地域における青少年育成団体の活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市社会福祉協議会の役割へ移行 ①地域における青少年育成団体の活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会活動の担い手としても期待される「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援します。 ・誰もが交流できる機会として、地区社会福祉協議会で取り込まれる世代間交流事業を支援します。 ・地域福祉について学ぶ機会として、小中学生等が行う共同募金運動を支援します。 		
(2)福祉教育の推進		(2)福祉教育の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ①小・中学校での福祉教育を促進します。 ②地域での自主的に行う福祉教育を支援します。 ③認知症サポーター養成講座を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①小・中学校での福祉教育を促進します。 ② 市社会福祉協議会の役割へ移行 ②認知症サポーター養成講座を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の児童・生徒から参加してもらうためのきっかけとして、福祉ボランティアスクール・福祉施設体験学習・移動福祉教育等を開催します。 ・地区社会福祉協議会が実施する研修活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する講習会や研修会に参加し、自らの能力のレベルアップに努め、それを地域福祉の推進のために生かしましょう。 ・地域福祉に関心を持ち、地域で行われている福祉活動を知りましょう。 	
(3)地域人材の活用促進		(3)地域人材の活用促進		
<ul style="list-style-type: none"> ①福祉に関する専門的な知識や経験を持つ地域の人材を掘り起し、地域で活躍してもらうための取り組みを支援します。 ②地域福祉の資源となる人、活動、情報などをつないでくれるコーディネーター（地域福祉コーディネーター）を養成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会の役割へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の資源となる人、活動、情報などをつなぐ「地域福祉コーディネーター」を養成し、地域で活動してもらうための取組を支援します。 ・地域福祉に積極的な活動展開をしている小田原市老人クラブ連合会事業の運営を支援します。 		
施策3 関係機関との連携強化		施策3 関係機関との連携強化（団体間の連携促進、人材・担い手の育成）		
(1)社会福祉協議会との連携		(1)行政と市社会福祉協議会との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会の取組をよく理解し、地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会との連携を深め、さらなる地域福祉の推進を図ります。 ②地域福祉活動の点検・評価を実施するなど、社会福祉協議会の機能強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①市社会福祉協議会との連携を深め、さらなる地域福祉の推進を図ります。 ②地域福祉活動の点検・評価を実施するなど、市社会福祉協議会の機能強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の取組と連動し、地区社会福祉協議会と社会福祉施設・地域包括支援センターや団体との連携が密になるよう支援します。 ・地域福祉活動を進める上でのキーパーソンである地区社会福祉協議会会長、自治会長、民生委員・児童委員などとの連携を深め、それぞれの役割を明確にするよう支援します。 		
(2)民生委員・児童委員活動への支援		(2)民生委員・児童委員活動への支援		
<ul style="list-style-type: none"> ①民生委員・児童委員の活動を支援するため、各種研修の充実を図ります。 ②民生委員児童委員協議会を設置・運営し、より充実した地域福祉活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①民生委員・児童委員の活動を支援するため、各種研修の充実を図ります。 ②民生委員児童委員協議会を設置・運営し、より充実した地域福祉活動の推進を図ります。 			
(3)福祉事業者との連携		(3)福祉事業者との連携		
<ul style="list-style-type: none"> ①市民や地域、事業者、行政など地域福祉の担い手が、役割と責任を分かち合い、協力し合いながら存分に力を発揮できる仕組みをつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①市民や地域、福祉事業者、行政など地域福祉の担い手が、役割と責任を分かち合い、協力し合いながら存分に力を発揮できる仕組みをつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動を円滑に進めるため、地区社会福祉協議会と社会福祉施設・地域包括支援センターや団体との連携が密になるよう支援します。 		

第 2 期 計 画	第 3 期 計 画 案		
市の役割	市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
基本方針3 地域の生活環境の整備	基本方針3 社会参加と自立支援の推進		
施策1 自立した生活を支える環境の整備	施策1 自立した生活を支える環境の整備 (生活支援サービスの提供)		
<p>(1) 公共施設などのバリアフリー化の推進</p> <p>①道路や公園をはじめ各種公共施設のバリアフリー化を点検し、施設の改善に努めます。</p> <p>②各種情報やサービス、その前提となる意識についてのユニバーサルデザインを進めます。</p>	<p>(1) 公共施設などのバリアフリー化の推進</p> <p>①道路や公園をはじめ各種公共施設のバリアフリー化を点検し、施設の改善に努めます。</p> <p>②各種情報やサービス、その前提となる意識についてのユニバーサルデザインを進めます。</p>		<p>・支援を必要とする人の行動を地域で支え、日常行動や地域活動への参加が安全にできるよう配慮しましょう。</p> <p>・地域行事などに高齢者や障がい者など支援を必要とする人が参加しやすいよう行事内容を工夫し、参加への声掛けを行いましょう。</p> <p>・子ども会や子育てサークルと老人会などが連携し、昔遊びや昔話など高齢者が持つ経験やノウハウを地域資源として生かしましょう。</p>
<p>(2) 生きがいづくりと社会参加の促進</p> <p>①高齢者の社会参加に向けた主体的な活動を促進します。</p> <p>②高齢者が就業の機会を確保することを支援します。</p> <p>③高齢者団体の健康づくりや技能訓練、学習や趣味、レクリエーション活動の場を提供します。</p> <p>④障がい者関係団体と連携して各種イベントなどを開催します。</p> <p>⑤手話通訳者を派遣するなど、障がい者のコミュニケーションを支援します。</p> <p>⑥地域活動支援センターを通じて、創作的活動などの機会の提供や社会との交流の促進を図ります。</p>	<p>(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進</p> <p>①プロダクティブ・エイジングの視点で高齢者の社会参加に向けた主体的な活動を促進します。</p> <p>②高齢者の外出を支援し、多様な活動を促すとともに、活動ができる場や関連情報の提供を図ります。</p> <p>③高齢者が就業の機会を確保することを支援します。</p> <p>④高齢者団体の健康づくりや技能訓練、学習や趣味、レクリエーション活動の場を提供します。</p>	<p>・高齢者の社会参加に向けて積極的な活動展開をしている小田原市老人クラブ連合会事業の運営を支援します。</p> <p>・高齢者の社会参加の場としても重要な世代間交流事業を支援します。</p> <p>・高齢者の生きがい活動支援などの観点から、身近な公民館などに集い、社会参加の場とするサロン活動を支援します。</p> <p>・高齢者自身が身に付けた技術を、支援が必要な人のために活用する場として「生活応援隊」を推進します。</p>	<p>・筋力トレーニングや健康教室、サロン活動など、同世代の人が集う場への積極的な参加を高齢者に促しましょう。</p> <p>・これまでの経験を通して得た能力や知恵を生かし、高齢になっても生産的な仕事や活動に関わりましょう。</p>
<p>(3) 生活応援隊事業の推進</p> <p>①地域福祉の新たな担い手を掘り起こし、高齢者や障がい者などの身近な生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>(4) 生活応援隊事業の推進</p> <p>①地域福祉の新たな担い手を掘り起こし、高齢者や障がい者などの身近な生活課題の解決に向けた取組を進めます。</p>		<p>・日常生活で何らかの支援を必要とする方々を、地域住民が支える「生活応援隊」の取組を地区社会福祉協議会とともに推進します。</p> <p>・生活応援隊活動の推進役としても重要な「地域福祉コーディネーター」を養成するとともに、その活動を支援します。</p>
	<p>(5) 生活困窮者の自立支援</p> <p>①生活困窮者の自立支援に向けた必要な社会資源の活用や社会参加の場づくりの取組を進めます。</p>		<p>・生活困窮世帯に対する資金貸付事業について、関係機関と連携のうえ適正に運営します。</p> <p>・緊急的に支援が必要な生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資等を援助します。</p>

第 2 期 計 画	第 3 期 計 画 案		
市の役割	市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
施策2 主体的な健康づくりの推進			
(1) 地域ぐるみでの健康づくりの推進	(1) 地域ぐるみでの介護予防・健康づくりの推進		
<p>①小さな地域ごとの健康体操や筋力トレーニングなどに取り組み、気軽に楽しく参加できる場をつくります。</p>	<p>①小さな地域ごとの健康講座、栄養教室や筋力トレーニングなどに取り組み、気軽に楽しく参加できる場をつくります。</p>	<p>・介護予防を目的に各地区社会福祉協議会で開催される「いきいき健康事業」を支援します。</p> <p>・介護予防としての効果も注目されているサロン活動を支援します。</p>	<p>・高齢者も気軽に参加できるよう、市民体操やラジオ体操などの軽い体操を行う場を身近なところでつくり、みんなで声を掛け合って参加しましょう。</p>
<p>②地域で健康づくりに取り組むボランティアを養成し、その活動を支援します。</p>	<p>②地域で健康づくりに取り組むボランティアを養成し、その活動を支援します。</p>		<p>・体力によって選べるウォーキングコースを地域内で設定し、マップをつくるなどして地域住民に周知しましょう。</p>
<p>③心の健康に関する知識の普及啓発や人材育成など、自殺予防に取り組めます。</p>	<p>③心の健康に関する知識の普及啓発や人材育成など、自殺予防に取り組めます。</p>		<p>・介護を必要とする状態にならないよう、日頃から健康に留意し、体力づくりに励みましょう。</p>
(2) 食育の推進	(2) 食育の推進		
<p>①「食」に対する正しい知識や判断力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう促します。</p>	<p>①望ましい食生活を送り、健康で元気に暮らし続けることができるよう、食による健康維持を支援します。</p>		<p>・「かかりつけ医」を決め、その情報を緊急時に家族や第三者が活用できるよう見つけやすい場所に備えておきましょう。</p>
<p>②地産地消を促進し、生産から消費まで顔の見える安全・安心な小田原の食文化を継承します。</p>	<p>②様々な年代の人が一緒に食事を摂取する機会をつくるなど食を通じたコミュニケーションを図る施策を推進します。</p>		<p>・健康に対する意識を醸成し、身近なところから健康づくりに取り組みましょう。</p>
(3) 健康管理の促進	(3) 健康管理の促進		
<p>①保健師などによる地域での健康相談の充実を図ります。</p>	<p>①保健師などによる地域での健康相談の充実を図ります。</p>		
<p>②健康や疾病予防の啓発イベントを行います。</p>	<p>②健康や疾病予防の啓発イベントを行います。</p>		
<p>③健康カレンダーを配布するなど健康情報の周知を行います。</p>	<p>③健康カレンダーを配布するなど健康情報の周知を行います。</p>		
<p>④生活習慣病の予防に向けた意識啓発や指導を行います。</p>	<p>④生活習慣病の予防に向けた意識啓発や指導を行います。</p>		
<p>⑤乳幼児、女性、高齢者への予防接種を行います。</p>	<p>⑤ 削除</p>		
<p>⑥障がい者の歯科診療及び歯科保健指導を実施します。</p>	<p>⑤障がい者の歯科診療及び歯科保健指導を実施します。</p>		
<p>⑦健康診査、がん検診、保健指導を行います。</p>	<p>⑦ 削除</p>		

第 2 期 計 画	第 3 期 計 画 案		
市の役割	市の役割	市社会福祉協議会の役割	住民・地域の役割
基本方針4 災害時における要配慮者支援体制の整備			
施策3 安心・安全のための環境の整備			
<p>(1)災害時における要援護者への支援</p> <p>①防災意識の高揚を図ります。</p> <p>②災害時における要援護者を交えた防災訓練を実施します。</p> <p>③災害時における要援護者の所在マップを適時更新し、地域防災関係者との情報共有を図ります。</p> <p>④小田原市災害時要援護者支援マニュアルの随時見直しを図ります。</p>	<p>施策1 災害時における要配慮者への支援（災害時支援体制の充実）</p> <p>(1)災害時における要配慮者への支援</p> <p>①防災意識の高揚を図ります。</p> <p>②災害時における避難行動要支援者を交えた防災訓練を実施します。</p> <p>③災害時における要支援者の所在マップを適時更新し、地域防災関係者との情報共有を図ります。</p> <p>④小田原市災害時要配慮者支援マニュアルの随時見直しを図ります。</p> <p>・防災関連講座、研修会の開催等を通して防災意識の高揚を図り、減災に努めます。</p> <p>・避難所で起こる様々な出来事に、どう対応していくかを考える「避難所運営ゲーム」を貸出し、多くの人に体験してもらうことにより、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>・市社会福祉協議会としての災害時対応マニュアルについて、小田原市と連携しながら整備するとともに、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルについても、引き続き小田原市等と見直し作業をしていきます。</p> <p>・多くの地域住民が参加しての実践的な防災訓練を実施しましょう。</p> <p>・防災用資機材の整備・点検を行い、定期的に使い方を練習しましょう。</p> <p>・日頃からの近所付き合いを大切に、災害時における要援護者の把握に努めましょう。</p> <p>・災害時の備えや災害時の避難方法・場所などについて、地域で情報を共有しましょう。</p> <p>・災害時要援護者に対する安否確認や避難誘導などについて地域で対策を考えましょう。</p> <p>・中学生や高校生、消防団OB、防災リーダー経験者、地元企業など災害時に機動的に動ける人材の確保に努め、災害対応の仕組みをつくっておきましょう。</p>		
<p>(2)地域防犯体制の強化</p> <p>①自治会における防犯灯の整備を支援します。</p> <p>②地域住民による主体的な防犯活動を支援します。</p> <p>③防犯キャンペーンの実施や防犯教室の開催などにより、防犯意識の高揚と普及を図ります。</p> <p>④防犯に関する情報を提供します。</p> <p>⑤消費生活に関するトラブルに巻き込まれないよう、啓発活動や情報提供を行います。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>		
<p>(3)安全対策の充実</p> <p>①福祉施設などの安全対策を講じ、施設利用者の事故防止に努めます。</p> <p>②街頭指導や交通安全教室を行い、交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>		